



発 行 新 潟 県 号 外 1 令和4年1月19日 毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

54 知事指定薬物の指定(感染症対策・薬務課)

告 示

◎新潟県告示第54号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和4年1月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 知事指定薬物の名称

 - (2) 5-(シクロヘキシルメチル)-2-(2-7ェニルプロパン-2-7イル)-2, 5-ジヒドロ-1 H ーピリド [4, 3-b] インドール-1-オン(通称名:CUMYL-CH-MEGACLONE、CUMYL-CHMEGACLONE、CHM-SGT-151)及びその塩類
 - (3) メチル=2-[7-アザ-1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルブタノアート(通称名:5F-MDMB-P7AICA)及びその塩類
- 2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められる ため。

3 指定の効力が発生する日 令和4年1月20日